

尾久警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

尾久警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	明治通り	☆	50km	荒川七中入口交差点 田端新町1丁目交差点	荒川区西尾久4-6先交差点 冠新道入口交差点	7-12 13-18
2	尾竹橋通り	☆	40km	尾竹橋上	荒木田交差点	6-12
3	尾久橋通り	☆	60km	尾久橋上	田端新町1丁目交差点	7-12 13-17 19-23
4	小台通り	☆	40km	小台橋上	田端新町3丁目第2横断路	7-12 13-19 23-6
5	都電通り	☆	30km	荒川区西尾久8-50先	満光寺北交差点	7-12 13-18
6	旭電化通り	○	30km	熊野前交差点	大門小学校入口交差点	7-12 14-18
7	裏電化通り	○	30km (40km)	荒川区東尾久8-6先交差点 (荒川区東尾久8-6先交差点)	町屋6丁目交差点 (荒川区町屋5-19先交差点)	7-12 14-18

※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線

※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。

※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。

※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
6	旭電化通り	幼稚園や中学校、高校、大学が直近にあり、自転車及び歩行者等の通行が多く、幹線道路からの抜け道としての利用も多いことから、歩行者等の交通事故を防止するため。

No	路線名(○)	指定理由
7	裏電化通り	尾久の原公園の北側を東西に走る路線で、幅員が狭く、緩やかなカーブが連続している。休日には公園から隅田川土手沿いを散歩する歩行者等が多く見受けられ、近隣には都営住宅やマンション、住宅街があることから、付近住民等からの要望もあり、歩行者等の交通事故を防止するため。

尾久警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	荒川区西尾久4、5丁目周辺
2	ゾーン30	荒川区西尾久6、8丁目周辺
3	ゾーン30	荒川区西尾久7丁目周辺
4	ゾーン30	荒川区西尾久7丁目周辺
5	ゾーン30	荒川区西尾久7丁目周辺
6	ゾーン30	荒川区西尾久7丁目周辺
7	ゾーン30	荒川区西尾久7丁目周辺
8	ゾーン30	荒川区西尾久1丁目周辺
9	ゾーン30	荒川区西尾久1丁目（一部北区田端新町3丁目）周辺
10	ゾーン30	荒川区西尾久7丁目（一部北区昭和町2丁目）周辺
11	ゾーン30	荒川区東尾久1、2丁目周辺
12	ゾーン30	荒川区町屋7丁目周辺
13	ゾーン30	荒川区町屋7丁目周辺
14	荒川区立尾久第六小学校	荒川区西尾久8丁目周辺
15	荒川区立尾久西小学校	荒川区西尾久5丁目周辺
16	荒川区立尾久宮前小学校	荒川区西尾久1丁目周辺
17	荒川区立尾久小学校	荒川区東尾久5丁目周辺
18	荒川区立赤土小学校	荒川区東尾久2丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

尾久警察署管内の速度取締り重点路線

